○農林水産省経済産業省令第六号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山弘志

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の二を次のように改める。

様式第一号の二（第31条の３第１項　第36条の11関係）

対象議決権保有届出書

年　月　日

殿

商号、名称又は氏名
所在地、住所又は居所
届出義務発生日　年　月　日

１．提出者が対象議決権を保有する株式会社商品取引所又は商品取引所持株会社に関する事項

株式会社商品取引所又は商品取引所持株会社の商号	
本店の所在地	

２．提出者に関する事項

(1)　提出者（対象議決権保有者）

※　１　個人　２　法人				
（ふりがな） 提出者の商号、名称又は氏名				
（ふりがな） 提出者の所在地、住所又は居所	〒			
個人	生年月日　年　月　日	（ふりがな）		
		勤務先名称		
	職業	勤務先住所		
法人	設立年月日　年　月　日	（ふりがな）		代表者役職
		代表者名		
	事業内容			
連絡先及び担当者名				

(2)　保有目的

(3)　対象議決権保有割合

対象議決権保有者でなくなった日	年　月　日
保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合　％）

(4)　対象議決権を有する株券に係る担保契約その他の重要な契約

３．提出者と特別の関係にある者に関する事項

(1)　提出者と特別の関係にある者

※　１　個人　２　法人				
（ふりがな） 提出者と特別の関係にある者の商号、名称又は氏名				
（ふりがな） 提出者と特別の関係にある者の所在地、住所又は居所	〒			
個人	生年月日　年　月　日	（ふりがな）		
		勤務先名称		
	職業	勤務先住所		
法人	設立年月日　年　月　日	（ふりがな）		代表者役職
		代表者名		
	事業内容			
連絡先及び担当者名				